

國學院大學學術情報リポジトリ

伝統・文化に係わる教育法の構築に関する基礎研究

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 安野, 功, 成田, 信子, 太田, 直之, 藤田, 大誠 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001178

伝統・文化に係わる教育法の構築に関する基礎研究

安野 功 成田 信子
太田 直之 藤田 大誠

【キーワード】

伝統・文化教育 皇典講究所・國學院 素囃子子ども塾 鶴の子会 寒川少年館

一 研究の目的と方法

国際社会で活躍する日本人をどう育てるか。それが改正教育基本法及び学校教育法の下での教育の大きな課題となっている。

この課題に迫るには、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、そのよさを継承・発展させる教育を充実させていく必要がある。自らの国や郷土の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けてこそ、自分たちとは異なる文化や歴史に敬意を払い、これらに立脚する人々と共存することができ⁽¹⁾るからである。

一方國學院大學は、その名のとおり、「国の基を究むるところ」として、我が国の伝統・文化についての研究・教育を伝統的に推進してきた⁽²⁾。我が国固有の伝統・文化に基づく日本の「根本」を極めることが、本学の建学の精神に依拠した使命ともいえるのである。

そのことを踏まえ、本学の研究・教育の長きにわたる伝統の上に立ち、人間開発という新たな理念の下、次世代を担う教員・指導者を育成すること。その中核ともいえる伝統・文化に係わる教育法を構築することが人間開発学部⁽³⁾の大きな課題であり、本研究は、その基盤づくりを目指すものである。

研究方法・内容については、文献及び先行研究に関する資料の収集・分析による、①國學院大學における伝統・文化教育の足跡の整理、②改正教育基本法及び学校教育法、新学習指導要領が求める伝統・文化教育像の抽出、③伝統・文化教育の概観と先駆的実践の分析を通じた伝統・文化教育の現状把握の三点とする。

註

(安野 功)

- (1) 中央教育審議会『幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について』(答申) 平成二〇年、五七頁
- (2) 國學院大學『國學院大學概要』平成二十二年、四頁

二 研究の内容

1 國學院大學における伝統・文化教育の足跡

①近代日本における「伝統」及び「伝統文化」の語の使用

現在、一般に「伝統」とは、「ある民族や社会・団体が長い歴史を通じて培い、伝えて来た信仰・風習・制度・思想・学問・芸術など。特にそれらの中心をなす精神的在り方。」であり、また、「文化」とは、「人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果。衣食住をはじめ科学・技術・学問・芸術・道徳・宗教・政治など生活形成の様式と内容とを含む。」と捉えられている（『広辞苑 第六版』岩波書店、二〇〇八年）。

但し、現在の意味における「伝統」という言葉そのものは、思ひのほか新しい。近代初の国語辞書として著名な大槻文彦『言海』（明治二十二年）には、見出し語に「文化」はあるものの「伝統」は掲載もされていない。つまり、「伝統」は明治時代でさえ未だ人口に膾炙した言葉では無かったのであり、その意味も、元来は「系統や血筋を継承する」というのが原義であって、先の『広辞苑』やそれと同様の解釈である現行の教育基本法などで定義されている意味は、かなり後発のものである。

現在のような意味における「伝統」の語は、漸く大正期から「伝統主義」や「伝統芸術」などの言葉とともに使用され始めるが、「伝統」と「文化」（或いは「日本文化」）の語を並立的に用い、「伝統文化」という言葉を使用することは、昭和十年代頃になるまで一般的には行われていない。さらにその使用法が当たり前のものになるのは先の大戦後のことであった。

②皇典講究所・國學院の伝統・文化に関する研究・教育

前述した「伝統」の語の成立時期からいえば、明治十五年（一八八二）創立の皇典講究所、同所を母体として同二十三年に設置された國學院において、当初から「伝統・文化」の研究・教育を謳ってきた訳では無いことは容易に理解されるであろう。しかし、現時点から振り返るならば、皇典講究所・國學院は、「伝統文化研究・教育」と表現して何等差し支えない分野の蓄積をこれまで十分に残してきたと言っても良いと思われる。

例えば、明治二十一年十二月、司法大臣・山田顕義と法制局長官・井上毅は、皇典講究所における会合の席上、来たる憲法制定や議會開設などに備え、それらを基礎付ける根柢となすべき日本の古典や伝統・文化に関する研究の重要性を説き、皇典講究所が担うべき使命の大きさを力説した。即ち、いわば「実学的な国学が要請されたのであるが、これらの提言を受けた皇典講究所では、「国学専門家」を集めて「国の習慣・風俗より政治・法律・経済・言語の沿革変遷等」を研究し討論せしめる場として定期的に公開講演会を開催し、逐次その講演録『皇典講究所講演』（明治二十九年までに百八十冊）を刊行した。

この伝統・文化に精通した国学者を中心とする諸碩学による公開講演会こそ、皇典講究所における伝統・文化に関する社会的活動の原点であり、『皇典講究所講演』は、その学問成果を広く社会に発信する同所初めての公的なメディアであった。さらに、講演録をまとめて書籍化した國學院編纂『法制論纂』『国史論纂』『国文論纂』『法制論纂統編』（明治三十六年～三十七年、大日本図書株式会社）も刊行し、講演↓雑誌掲載↓論集刊行という三段階の研究発信、社会教育を行ったのである。

また、戦前における皇典講究所の事業は、「一、國學院大學の経営」「二、学階試験の施行」「三、典故文献の研究調査」「四、講演及講習会の開催」「五、図書雑誌の出版頒布」「六、神職養成事業」であった（『皇典講究所概要』昭和十年）。

皇典講究所は、創立直後より神官・神職の資格試験制度の整備を進めたが、明治十九年に「学階選叙式」を制定した。この「学階」は、あくまでも「国学に関する学力」を検定することにより与えられるもので、これが神官・神職の採用資格とされた。

明治二十年代には、この学階試験用参考書として、『古事記』『日本書紀』などの日本の古典に関するテキストが、皇典講究所卒業生により結成された水穂会によって出版され、神職志望者のみならず、広く「一般の人士」をも対象にして、「国学的な古典の読み方」を学界や社会に広く普及することとなった。

さらに、明治三十四年発行の國學院院友会編『國學院講習会講義』は、夏期講習会の講義筆記であるが、國學院が誇る錚々たる講師による日本の古典、国語国文、制度に関わる講演や文章が収録されている。これは誠之堂書店の「中等教育和漢文講義」シリーズの一冊として発行されており、明確に学校教育を拡張し広く社会に開いた教育を目的に講習会を行っていた。

天野郁夫は、明治期の「教育」学習のメディアであり、我が国の遠隔（通信）教育の原初形態でもある「講義録」に注目し、主に法学系私学のものに分析を加えたが（『教育と近代化―日本の経験―』玉川大学出版部、一九九七年）、国学的研究発信による伝統・文化の社会教育という点では、皇典講究所・國學院が果たしてきた役割は決して小さくないといえよう。

③ 皇典講究所・國學院の建学の精神と近代国学の成果

國學院大學では、「学校法人國學院大學寄附行為」第三条に「古典を講じ神道を究め汎く人文に関する諸学の理論及び応用を研究教授し、以て有用な人材を育成し文化の進展に寄与する」とあり、「國學院大學学則」第一条に「本学は神道精神に基づき人格を陶冶し、諸学の理論並びに応用を攻究教授し、有用な人材を育成することを目的とする」と明記しているように、建学の精神に「神道精神」を据え、近世以来、古典研究を中軸とする総合的日本文化学である「国学」という学問の系譜を引き継ぐ形でその基盤とし、さらに東西の諸学問を導入しつつ研究や人材育成を行い、日本文化の進展に貢献してきたのである。

『國學院雑誌』第一（明治二十七年）の「国学の趨勢」には、「国学はもと、わが国に発達せる諸般の学問の総称なり其の重なるものを神典、歴史、制度、法令、言語、文章とす、此の外美術を始め農工商業、地理、産物等すべて古へより本邦に存在し発達する事物を探究するは皆国学の範囲内にありしなり」と記されている。つまり、「国学」とは、主に日本の古典籍や古器古物などを対象として、人文学的研究を中心とする様々なアプローチから、天皇と神道を中核とする日本の国柄の講究に努めるとともに、人々の生活に根ざしたあらゆる日本の伝統・文化に関わる「モノ」「コト」「事物・事象」や「心」（思想・心性）の起源・来歴を追究してきた総合的学問であるといえる。

近代の国学の成果として特筆すべきは、日本の伝統・文化に関する知識の宝庫として広く知られる総合的類書『古事類苑』（洋装本五十一冊）の編纂である。明治十二年に編纂が開始された『古事類苑』は、同二十三年四月に編纂事業が皇典講究所

に委託され、皇典講究所・國學院の教員や卒業生を中心とする錚々たる国学者・漢学者たちが編纂に従事した。この編纂事業そのものが、伝統・文化研究に従事する研究者・教育者の育成にも繋がったのである。同二十八年から神宮司庁が事業を引き継ぎ、大正三年八月に刊行が終了したが、同書は、神祇部・帝王部をはじめ、あらゆる制度、文物、社会の事項を三十部門に類別し、古今の諸文献から採録した史料を原文のまま掲載しており、現在に至るまで多大な学術的貢献を果たしている。

また、『國學院雜誌』の主な連載は書籍化された。例えば創刊号で「此の欄には国史国文の教育もしくは研究に従事する人の質義の答弁を掲ぐ但し文の上のみにて解し難きものは図をも挿むべし」と書かれた、日本のあらゆる伝統・文化に関する問答集(Q & A)ともいべき「応問」欄の連載は、國學院編輯部『応問録』(第壹輯・明治三十三年、第貳輯・明治三十五年)として刊行された。「神といふ詞の意義語原を承りたし。」の間から始まる各問答は、それぞれ神祇・歴史・伝記・官職・制度・儀式・装束・武具・家屋器具・書籍及び解題・地理陰陽・和語・漢語・仏語・和歌・語格文法に振り分けられている。

④皇典講究所・國學院の展開と伝統・文化教育

『皇典講究所第一年報』(明治十七年)に拠れば、皇典講究所教育の目的は、「智育」と「体育」の兼学にあり、同時にそれは伝統・文化の知識教授と実践が相俟った教育でもあった。「文学部」(脩身・歴史・法令・文章の四科)は、「專典籍ニ就イテ學術ヲ研究セシム」とされた「智育」で、内容は道德、歴史、法制、国語であった。一方「作業部」(礼式・音楽・体操の三科)は、

「専身体ニ就イテ進退動止ノ節度ヲ脩習セシム」とされた「体育」で、祭典(神社祭祀)や諸儀式に関わる所作の習得、唱歌奏楽即ち芸能とりわけ音楽(雅楽)の技法習得、武術(撃剣)の鍛錬など、「身体文化」に関わるものを内容としていた。

皇典講究所では、次第に教育部門を発展させる動きが生じ、同二十三年七月の「國學院設立趣意書」では、「国史・国文・国法」を中心に、「海外百科の学も網羅兼修」することが説かれ、同所を母体(前身)ではない)として「國學院」(本科・研究所)が設置された。さらに明治三十二年には、卒業生に対する中等教員免許(日本歴史・国語科)の資格取得が認可された。國學院は、明治三十七年に専門学校令による「私立國學院」(大学部・師範部・専修部)となり、大正九年四月には、大学令制定に基づく私立大学に昇格した「國學院大學」(道義・国史・国文の三学科)となった。そして同年五月には、従来の師範部を高等師範科と改称し、同十二年に附属高等師範部となる。

なお、橋本鉉市は、「総合的な「文学」教育を行い、明治二〇年代からコンスタントに輩出していた」のは、私学では早稲田、哲学館(後の東洋大学)、國學院の三校程度で、「早稲田が文学、哲学館は哲学、國學院は国学というように、明確にそれぞれの専門分野と教育目的を打ち出す」ことにより、「棲み分け」を行っていたと指摘している(「明治・大正期における文学部卒業生の社会的配分と役割」『大学史研究』一二、一九九六年)。

國學院の教員並びに出身者は、初・中等教育を対象とした修身・国史・国文・国語などの教科書、参考書、啓蒙書の作成に相当数携わっていた。また、明治四十二年六月から、少年・少女雑誌『兄弟』『姉妹』(明治四十三年九月より合併して『兄弟姉妹』)が刊行された。

妹」を國學院大學出版部から発行し三年ほど刊行したことは、伝統・文化教育のみならず初等教育の観点からも注目されよう。これは、①「お伽小説お伽話」、②「諸学科に關した話説叙述記事」(修身、国語、歴史人物、理科・博物・衛生、実業、現代の偉人の言行に關わるもの)、③唱歌、④文芸、という内容であり、全ての材料について「かなづかひ」「ことばづかひ」に気を配った、いかにも國學院らしい少年・少女雑誌であった。

『我が國學院大學』(昭和十五年)に拠れば、戦前における皇典講究所・國學院大學卒業生の進路としては、その大多数が教員(二千三百余名)であり、神宮・神社の神官・神職(千七百六十余名)よりも多かった。つまり、明治期の師範教育以来、今に至るまでの教員養成実績により、國學院大學が「教職の國學院」という呼称でも親しまれることに繋がったのである。

⑤ 國學院大學における現在の伝統・文化研究・教育

國學院大學は、戦後においても、日本の伝統・文化に関する研究・教育機関として高い評価を得てきたが、平成十四年の創立百二十周年を機に「國學院大學二十一世紀研究教育計画」を策定して建学の精神である「神道精神」(日本人としての主体性を保持した寛容性と謙虚さ)に基づく研究・教育を推し進めることとなり、改めて創立以来の神道・国学を中心とした伝統・文化研究の成果を顕彰するとともに再検証をしつつ、日本の伝統・文化の発展・継承を図る試みが展開されている。

平成十四年には文学部神道学科を改組し神道文化学部が設置され、また、同年度の文部科学省二十一世紀COEプログラムに本学の「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」が採

択され拠点を形成した。さらに、平成十九年度文部科学省オーブン・リサーチ・センター整備事業に本学の「モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践」事業が選定され、現在も推進中である。

そして平成二十一年には、たまプラーザキャンパス(横浜市青葉区)に人間開発学部(初等教育学科・健康体育学科)が新設された。同学部の特色の一つは、建学の精神である「神道精神」に基づく伝統文化教育を通して「人間開発」の基礎となる日本の伝統文化の意義を学び、その継承・発展を担う人材を育成することにある。同学部では、國學院大學の教養総合科目(神道科目)「神道と文化」を必修とするが、その上で、伝統文化に關わる同学部独自の教育課程を設定している。二年度開講の学部コア科目(両学科必修)としては、「日本の伝統文化Ⅰ(伝統文化の心と歴史)」「日本の伝統文化Ⅱ(日本の近代化と生活文化)」を設け、さらに三年次には、「伝統文化と生活論Ⅰ・Ⅱ」「伝統文化授業論」が初等教育学科の基幹科目(選択必修)として開講され、また、「伝統文化と生活論Ⅰ・Ⅱ」は健康体育学科の開講科目としても開講されることとなっている。

【参考文献】

(藤田大誠)

- ・ 藤田大誠『近代国学の研究』(弘文堂、平成十九年)
- ・ 藤田大誠『皇典講究所・國學院の伝統文化研究・教育に関する覚書』(「國學院大學研究開発推進センター研究紀要」第二号、平成二十年)
- ・ 藤田大誠『明治二十年代における皇典講究所・國學院の出版活動』(「國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要」第一号、平成二十一年)
- ・ 藤田大誠『明治後期の皇典講究所・國學院の研究教育と出版活動』(「國學院大學 校史・学術資産研究」第一号、平成二十一年)

2 国が求める伝統・文化教育像の抽出

①改正教育基本法及び学校教育法が求める伝統・文化教育像

伝統・文化に関する教育法を構築するには、伝統・文化に関する教育が、最終的に何を目指す教育なのか、を明らかにする必要がある。この基本的な問いを解き明かす大きな手掛かりとなるのは、改正教育基本法の前文である。

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。
我々は、この理想を実現するため、(中略) 伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

また、この前文とともに、改正法に新しく盛り込まれた教育の目標に関する次の規定も重要な手掛かりとなる。

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

すなわち、伝統・文化に関する教育とは、新しい文化の創造を目指す教育であり、その究極の願いは民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することである。またそれは、自国の伝統と文化の理解と尊重、そうした伝統と文化をはぐくんできた我が国と郷土を愛

する心、他国の異なる文化を理解し尊重する精神、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことを目指すものである。

小・中学校においては、教育基本法のこれらの規定に加えて、学校教育法に示された次の規定をも踏まえ、伝統・文化の尊重に関する教育を推進することが求められているのである。

我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと

ところで、なぜ、今、伝統と文化を尊重する教育が求められるのか。その主な理由を、次の二つの視点でとらえることができる。^①

一つは、不易の視点である。すなわち、伝統や文化を大切にすることについては、次代に伝えていくべき価値あることであり、二一世紀の教育においても大切にはぐくんでいかなければならないというものである。

いま一つは、変化への対応の視点である。すなわち、グローバル化が進展する中で、民族、宗教、文化の違いに根ざした様々な問題が顕在化し、国家間の友好関係を強化し信頼を醸成していく国際協調の必要性が増大している。このため、民族、宗教、文化の多様性を再認識し、異なる文化を理解し尊重する精神を涵養すること、地域社会の中で他国の人々と共生していくことの重要性が高まり、自らのアイデンティティをもつことが課題となっているのである。

②新学習指導要領が求める伝統・文化教育像

平成二〇年三月に、小学校学習指導要領の改訂が行われた。

この改訂の基本的な考え方を示した第四期中央教育審議会では、その審議過程で、改正教育基本法や学校教育法の一部改正及び国会審議等を踏まえ、教育内容に関する主な改善事項の一つに、伝統や文化に関する教育の充実を挙げている。それを要約すると次のようになる。⁽²⁾

- ・ 国語は文化の基盤であり、文化そのものであることから、古典、近現代以降の作品を積極的に取り上げること。
- ・ 我が国の伝統や文化を理解し尊重する態度を育てるには社会科の歴史に関する学習を一層充実させること。
- ・ 伝統や文化の継承・発展には芸術文化に親しみ、自ら表現、創作したり、鑑賞したりすることが重要であり、音楽科や図画工作科、美術科における歌唱や民謡、郷土に伝わる歌、和楽器、我が国の美術文化などについての指導を充実しこれらの継承と創造への関心を高めること。

- ・ 技術・家庭科では、衣食住にわたって伝統的な生活文化に親しみ、その継承と発展を図る学習活動を充実すること。
- ・ 保健体育科では、武道の指導を充実し、我が国固有の伝統や文化により一層触れることができるようにすること

これらの改善の方向性を受け、新学習指導要領においては、児童・生徒の発達の段階や各教科等の特質に応じて、目標及び内容の見直し・改善が図られている。小学校学習指導要領で扱う伝統や文化に関する主な内容を列記すると、次のようになる。

【総則】

○道徳教育は（中略）伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国の郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る（中略）ため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

（第1 教育課程編成の一般方針）

【国語】

○伝統的な言語文化に関する事項

- ・ 昔話や神話・伝承などの本や文章の読み聞かせを聞いたり、発表し合ったりすること。（第1・2学年）

・ 易しい文語調の短歌や俳句について、情景を思い浮かべたり、リズムを感じ取ったりしながら音読や暗唱をしたりすること。（第3学年及び第4学年）

・ 長い間使われてきたことわざや慣用句、故事成語などの意味を知り、使うこと。（第3・4学年）

・ 親しみやすい古文や漢文、近代以降の文語調の文章について内容の大体を知り、音読すること。（第5・6学年）

・ 古典について解説した文章を読み、昔の人のものの見方や感じ方を知ること。（第5・6学年）

○伝統的な言語文化に関する指導については、各学年で行い、古典に親しめるよう配慮すること。

○教材は、次のような観点に配慮して取り上げること。

- ・ 我が国の伝統と文化に対する理解と愛情を育てるのに役立つこと。

【社会】

○県内の特色ある地域の人々の生活（第3・4学年）

・ 伝統や文化などの地域の資源を保護・活用している地域、伝統的な工業などの地場産業の盛んな地域

○我が国の歴史（第6学年）

- ・狩猟・採集の生活（縄文時代の人々のくらし）
- ・神話・伝承、日本風の文化が起ったこと、室町文化が生まれたこと、町人の文化が栄え新しい学問が起ったこと
- ・歴史学習全体を通して、我が国は長い歴史をもち伝統や文化をはぐくんできたことに気付くようにすること。

- ・国宝、重要文化財に指定されているものや、そのうち世界文化遺産に登録されているものなどを取り上げ、我が国の代表的な文化遺産を通して学習できるように配慮すること。

【音楽】

○鑑賞教材

- ・我が国及び諸外国のわらべうたやあそびうた（第1・2学年）
- ・和楽器の音楽を含めた我が国の音楽、郷土の音楽（第3・4学年）

- ・和楽器の音楽を含めた我が国の音楽や諸外国の音楽など文化とのかかわりを感じ取りやすい音楽（第5・6学年）

○表現の楽器については、和楽器を含めて選択すること。

【家庭】

○米飯やみそ汁が我が国の伝統的な日常食であることにも触れること。

【道徳】

○主として集団や社会とのかかわりに関すること。

- ・郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつ。（第1・2学年）
- ・郷土の伝統と文化を大切にし、郷土を愛する心をもつ。（第3・4学年）

- ・我が国の伝統と文化に親しみ、国を愛する心をもつとともに、

外国の人々や文化に関心をもつ。（第3・4学年）

- ・郷土や我が国の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつ。（第5・6学年）
- ・外国の人々や文化を大切にすることをもち、日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努める。（第5・6学年）

【外国語活動】

- 日本と外国の言語や文化について、体験的に理解を深める。
・異なる文化をもつ人々との交流等を体験し、文化等に対する理解を深めること。

- 外国語活動を通して、外国語や外国の文化のみならず、国語や我が国の文化についても併せて理解を深めることができるようにすること。

【総合的な学習の時間】

- 学習活動については、（中略）伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動などを行うこと。

（安野 功）

註

- （1）中央教育審議会『新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について』（中間報告 平成一四年、七頁、一〇頁）
- （2）中央教育審議会『幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について』（答申）平成二〇年、五七頁

三 伝統・文化教育の現状

1 国及び地方公共団体等が推進する伝統・文化教育の概観

①学校教育における取り組み

新学習指導要領が公示されて平成二十一年度は移行期となり、各地で新しい学習への取り組みが始まっている。伝統・文化教育は、各教科にわたって関連する内容が示されているが、全体を見通して教育課程に位置づけること、年間指導計画を作成すること、単元開発を進めること等、その実践は端緒に付いたところであるといえよう。

学習指導要領の改訂に向けた流れのなかで、国や地方公共団体は、各学校が実践研究を積み上げられるよう施策を講じている。国立教育政策研究所は、教育課程の円滑な実施のために重要な課題について研究テーマを示し、指定校や指定地域での研究を進めているが、平成十八年度より「我が国の伝統文化を尊重する教育に関する実践モデル事業」の指定を行っている。その要項によれば、趣旨は「学校教育において児童生徒が我が国に伝わる伝統や文化にふれる機会を充実することにより、我が国の伝統や文化への関心や理解を深めるとともに、それらを大切にしようとする態度を育て、豊かに生きる力をはぐくむことに資する」とある。委嘱は都道府県・指定都市教育委員会を経て行われ、原則として二年の指定である。平成二十年度・二十一年度のモデル校は、小学校四九、中学校二八、高校三〇、特別支援学校三の計一一〇校である。(注1) 各都道府県等の教育委員会では、委嘱を受けて細目をたてて実施している。例えば宮城県の例では、研究課題を「①我が国の伝統文

化に関する教育について、教育課程への位置付け、指導内容、指導方法、教材についての実践研究の推進と評価」「②地域の実態に即した外部人材や団体等との効果的な連携方策の研究促進」の二点とし、二校のモデル校において実践を行い、学識経験者を含む「伝統文化に関する教育連絡協議会」によって現状と課題について協議している。各都道府県の取り組みについては今後も蓄積が期待され、各校の授業研究会、インターネットによる発信などでも情報を得ることができると見られる。

国の指定事業のほかに地方公共団体が独自に指定を行って進めている事業もある。東京都教育委員会の「日本の伝統・文化理解教育推進事業」兵庫県教育委員会の「日本の文化理解推進事業」等が挙げられる。

現段階で、学校教育における取り組みの成果として、児童生徒が今までの教科・領域の内容には包含されていなかった地域の文化に気づき、興味をもって学ぼうとする意欲をもつこと、地域の人材等教育資源の活用によって、学校教育が活性化されると同時に地域で人を育てようとする機運が高まること等が挙げられる。また課題として、継続的な取り組みのための教育計画の策定、教師の研修の機会保障、外部講師招聘にかかわる費用の確保等が挙げられる。

②社会教育における取り組み

次世代を担う子どもたちを育てるという目的で、学校教育以外の場でもさまざまな取り組みが行われている。一つには、国や地方公共団体が社会教育の場での推進のための施策を講じている場合、もう一つには、民間の教育団体やNPO法人、宗教

法人等が独自に活動を展開している場合がある。

前者の例として、文化庁は平成一五年度より伝統文化活性化国民協会に委託して、「伝統文化子ども教室」を実施している。

この事業は、我が国の伝統文化を各地域において、こども達に体験・修得させ、次世代への継承を確実なものとし発展させることを目的とし、申請団体は社団法人、財団法人、NPO法人、地方公共団体、または一定の要因を満たす任意団体（保存会・実行委員会等）としている。（注2）平成二十一年度の実施団体は例えば東京都で三九四、神奈川県で一五九を数え、分野、実施団体とも多岐にわたっている。社会教育において伝統・文化教育の普及、発展の基盤を形成することに一定の役割を果たしていることがうかがわれる。地方公共団体においても、主に文化政策を担う部署が地域の伝統文化の保存・継承の事業を行っている。これらの部署が普及活動の一環として伝統・文化教育推進のための施策を講じている。特に地域の特色として伝統・文化を掲げている石川県、金沢市等は伝統芸能の実演家のもとで教室を開催するなど積極的な事業展開をしている。

民間の団体が主催する伝統・文化教育については、草の根ともいえる活動が多岐にわたり、かなりの蓄積がある。このうち神社が行っている活動は、日本の四季折々の伝統行事と深く結びつき、古くから子どもたちが集う場として機能している場合が多い。近年はNPO法人による活動も盛んである。

社会教育における取り組みはその範囲が大変広い。私たちの生活文化の足元を見直そうという動きとともに、公においても民間においてもさまざまな活動が行われている。今後は学校教育とのさらなる連携が必須になってくるであろう。（成田信子）

（注1） <http://www.nier.go.jp/kaihatsu/shiteikou.html>

指定校一覧 国立教育政策研究所 教育課程研究センター

（注2） <http://www.dentoubunka-kodomo.jp/index2.shtml>

伝統文化活性化国民協会

2 先行研究の具体例とその分析

① 和文化教育研究交流協会主催『和文化教育第五回全国大会 島田大会』

先行研究の具体例について、まず伝統・文化教育の先駆けとして和文化教育研究交流協会の活動を取り上げる。

和文化教育研究交流協会は、「わが国の生活文化、地域文化、伝統文化などを含む和文化的振興を図り、文化創造としての和文化教育の普及と発展に寄与すること」（同会会則）を目的に、兵庫教育大学の中村哲氏を中心となって会長に山折哲雄氏を迎え、平成十七年に設立された団体である。その活動方針としては、①和文化自体のすばらしさに触れること、②和文化教育の実践による児童・生徒のすばらしい成長の事実に向面すること、③和文化の継承と発展を支える技術・技能を獲得できること、④和文化教育に関連する研究大会や会誌『和文化教育研究紀要』の発行などの活動を行っている。

今回、本共同研究の目的である伝統・文化教育に関する先駆的实践の現状把握を行うために、同協会主催による「和文化教育第五回全国大会 島田大会」に参加した。これまで同協会で

は年一回のペースで研究大会を実施しており、第一回・第二回は兵庫教育大学で、第三回は兵庫県立歴史博物館で、第四回目は東広島市で、今年度の第五回目は静岡県島田市において、島田市及び同市教育委員会との共催で開催された。

研究大会は二日間の日程で行われ、講演会やシンポジウム、児童生徒によるアトラクションや実践発表会、公開授業やパネル展示、様々な伝統文化に触れることができる「楽市楽座」という参加型体験学習など、例年多種多様なプログラムが用意され、全国から小中学校・高校教員が参加している。今年度の主なプログラムは以下の通りであった。

一日目（十月三十日）

・オーブニングアトラクション 島田相賀小学校（創作和太鼓）
・基調講演 山折哲雄氏「心の戦後史」

・シンポジウム「和文化教育の広がり」と深まり」

コーディネーター 中村哲氏

提案者 前原俊雄氏（東広島市立志和中学校長）「東広島市の和文化教育の動向と特色」、山中史章氏（島田市教育委員会）「島田市における和文化教育の推進、儘田文雄氏（東京都教育庁）「東京都における日本の伝統・文化理解教育の動向と特色」

コメンテーター 布村幸彦氏（文部科学省スポーツ・青少年局長、樋口雅子氏（明治図書編集長）

・指定校実践発表会

島田第二中学校【公開授業（詩吟・尺八・琴・三味線など）、ステージ発表（和楽器合奏）、楽市楽座（煎茶の実演）】

島田第三小学校【公開授業（昔話学習・闘茶会）、ステージ

発表（大正琴・お囃子）、発表会（落語・昔話）、和文文化ラプ展示発表（大正琴・焼物・茶道・華道・剣道・和菓子など）

島田第四小学校【公開授業（俳句）、ステージ発表（島田祭囃子・地踊り、昔話・童謡）、楽市楽座（茶道・水墨画・和楽器・日本舞踊）

二日目（十月三十一日）

・アトラクション 島田川根中学校（笠間神楽）、島田伊久美小学校（創作昔話歌劇）、島田第三小学校（島田鹿島踊）
・特別講演 バラバ寺岡氏「食害、薬害から身を守る和食文化の秘密」

・フィナーレ 島田第二中学校 合唱

島田市では以前より「心を育てる教育」推進の具体的方法として「和文化教育」を取り入れており、特に今回の島田大会開催に向けて、研究指定校を中心として市内の小中高校における様々な取組がなされ、今大会はその集大成の場として数多くの実践紹介が行われた。

―まとめにかえて

こうした実践が果たす児童・生徒に対する教育的効果については、今後の長期的な観察が必要であり、すぐに結論を出せるものではないが、今大会に参加したことにより、教育現場において実際に行われ、また行うことが可能な伝統・文化教育の在り方について、その概要を知ることができた。

すなわち、まず伝統・文化教育として取り上げる対象・素材という観点からみれば、大きく①地域の伝統に根ざしたもの（地域の祭礼における踊や囃子、地域に伝わる伝統芸能や昔話な

ど)、②一般的にいわれる日本文化・伝統文化として扱われるもの(和楽器、茶道、落語など)にわけることができ、また取り組みを行う場としては、①学校の正課授業、②学校のクラブなど課外活動、③学校を拠点とした地域の関係団体との連携活動の三つを、主たる活動の場として挙げることができる。

こうして伝統・文化教育の実態を分類的に捉えることで、本研究の課題もより鮮明にすることができると考える。つまり、本学部における建学の精神に基づく伝統文化教育を行うにあたっては、まず小中学校・高等学校の現場で伝統・文化教育を実践するために教員に求められる最低限の資質を見極めることが重要ということである。漫然と日本文化全般を想定するのではなく、様々な対象・場に対応できる、より実践的で応用可能な知識とは何かを分析・抽出することが必要となるであろう。そして、こうして抽出された知識を教員志望の学生に対して如何に習得させるかが次の課題となろう。

最後に、本大会の発表内容の中には日本文化や神道に関する誤った知識や理解に基づくものも管見された。こうした誤りを正していくための情報発信も本学、とりわけ本学部の大きな使命であり、研究・教育とともにその成果発信が重要であると感じたことも付け加えておきたい。

(太田直之)

② 地方教育行政が推進する伝統・文化教育—金沢市の取り組みから

次に、1で述べた概観の①学校教育における取り組みと②社会教育における取り組みが総合的に展開されている金沢市の事例を取り上げる。

金沢市は、前田利家以来「加賀百万石」の城下町として今に発展を続けている。昭和六十年に「金沢市基本構想」を策定し「市民主体、豊かな人間環境の構築、国際的文化産業都市」を基本理念とした市政が行われている。平成十八年度には「金沢世界都市構想第二次基本計画」を発表し、基本理念を支える分野の一つに教育分野を掲げて「世界に通ずる子どもの育成」として、子ども文芸教室や加賀宝生子ども塾、金沢素囃子子ども塾等の文化的活動を推進している。

「加賀宝生子ども塾」(以下「宝生塾」)「素囃子子ども塾」(以下「素囃子塾」)はいずれも二年間を一期として開講され、前者は四期二年目、後者は三期一年目を迎えている。「宝生塾」の目的には次の二点が挙げられている。

・ 伝統芸能の起源である能楽・金沢市指定無形文化財『加賀宝生』を子どもたちに教え、そのことを通して、金沢の伝統文化の土壌をさらに確固たるものにしていく。

・ 能楽が有する固有の文化性(美、礼節など)を人づくりに生かす。

対象は小学校三年生(素囃子塾は小学校四年生)と中学校三年生、参加費は無料で、月二回二年間で全四十八回の活動を行うほか、成果を発表する場を設けている。

「宝生塾」では「謡・仕舞教室」、「狂言教室」(平成二十一年度より)、合同の特別講義(合宿・遠足)が開催され、平成二十年度は一九名が参加した。指導には現在一線で活躍する講師陣があたり、実施体制として、加賀宝生子ども塾運営委員会を金沢市、金沢能楽会で組織し、前者が事業費の支出、広報の実施、後者が講師の派遣、ノウハウの提供をそれぞれ担当する。

平成十七年八月には、同塾生が姉妹都市の韓国・全州市を訪問し能を披露したり、ワークショップを開催したりし、伝統文化を通じて世界との交流を深めている。



「素囃子塾」で講じられる「金沢素囃子」とは長唄・常磐津・清元などの邦楽や舞踊から、囃子のみが独立した演奏形式のもので金沢市指定無形文化財である。「素囃子塾」では、一年目には、前半は長唄・三味線の稽古、後半は囃子（笛、太鼓、大鼓、小鼓）の稽古、中間発表会、二年目には素囃子の役分け、発表会を行っている。講師陣は金沢素囃子保存会に所属する六名の実演家である。⁽²⁾平成二〇年度の参加者は一八名、各講師は囃子の稽古にあたって、マンツーマンに近い形で直接手ほどきをし、参加者は後について演奏するスタイルをとっている。参加者は、各自記録ノートをつけ、学びの軌跡を振り返ることができる。ある日の稽古の感想に五年男児は「一回も引っかからずに出来たの得上達しているんだと思う」と記していた。

これらの取り組みの広報は金沢市都市政策局文化交流部文化政策課が担っているが、子どもたちの募集は、広報誌等への掲載のほか、市内小中学校に案内を配ったり、伝統・文化教育を推進している小中学校に積極的に声かけをしたりして行っており、学校教育との連携がみられる。

金沢市教育委員会では、平成二十一年度より第二次学校教育金沢モデルを構築し、金沢「絆」教育を推進している。その一

環が持続発展を掲げたユネスコ・スクールへの加盟である。また先に述べた「我が国の伝統文化を尊重する教育に関する実践モデル事業」に金沢市立味噌蔵小学校が指定され成果を挙げているほか、総合的な学習の時間においてテーマを設け伝統・文化教育を取り入れている学校もある。例えば金沢市立田上小学では、全体テーマを「田上に生きる」とし、四年生のテーマを「伝えようふるさととの伝統」として加賀宝生に取り組み、文化祭で「羽衣」、卒業式で「鶴亀」を発表している。



金沢市立紫錦台中学校は、平成二十一年度ユネスコ・スクールに加盟して教育を推進しているが、総合的な学習の時間を「飛梅タイム」と名付けて実践を蓄積している。「ふれる」「さぐる」「みがく」の三つの分野で学習を進め、「みがく」は主に伝統文化の分野で外部指導者を招いて展開している。今年度は、「水引」「手まり」「民謡」「創作能」「加賀友禅」のグループに分かれ、二十五時間程度の計画で活動を行った。成果は文化祭の「飛梅祭」でアピール（展示・説明）や発表として公開した。例えば「手まり」のグループでは、アピールとして体験コーナーを設け、「手まり」グループに所属している生徒が先生役として実際に手ほどきをしていた。

―まとめにかえて

紫錦台中学校で、「創作能」の講師をしている方は、ほかに職業をもちながら、自らも能の実演者として活躍している。こ

の講師が、歌謡曲の歌詞「謡曲（うた）がふるふる加賀宝生の」を引きながら、謡が上から降ってくるのは植木職人が謡の素養をもっていたことだと説明された。その由来をたどると、前田家が能楽等を武家だけではなく、商人、職人にも奨励したからだという。この方も、幼少の頃から祝いの席などで能に慣れ親しんできたため、長じてから能に改めて触れた時に「これは自分は知っている」と思い出されたそう。地域の力を受け継ぐという極意はこのあたりにありそうである。学校長に伝統・文化教育を取り入れた成果を尋ねたところ、迷わず地域の方に学校へ入ってもらえることだとの答えが返ってきた。それが地域のためにもなるということである。実際金沢のように市を挙げて伝統・文化の保存に努めているところでも、後継者がいなくなる、つまりもしかしらつづいていかなければいけない、という危惧が広がっている。素囃子子ども塾の立ち上げは、そうした実演者側の切実な危機感が原動力になったとも聞いた。一方学校側には、伝統・文化教育を取り入れることでどのような目標が達成できるのかをさらに明確に示すことが求められるだろう。各教科、総合的な学習の時間の単元のねらいの精査が必要である。

③神社が推進する伝統・文化教育―鶴岡八幡宮「鶴の子会」・寒川神社「少年館」の取り組みから

次に、宗教法人が地域に根ざして取り組んでいる活動を二例取り上げる。

まず寒川神社が青少年育成活動として行っている「寒川神社少年館」の取り組みである。「寒川少年館」は昭和五二年の発

足以来三〇余年の歴史をもち、その趣旨は、青少年期の精神の形成への奉仕として境内を開放、学習、体育、レクリエーション、行事奉仕活動を通して青少年女達の勇気・忍耐・自主性・想像・思考力を伸ばすということである。日祭日をのぞく毎日（午後三時から五時）少年館の建物で剣道、茶道、美術、英語、写真、神道入門、俳句、音楽、料理、工作、心の教育、書道、吟道が曜日毎に開催されている。またほかに年間行事、講師も同道する県外一泊二日の錬成会、お泊まり会も催される。必要経費として年間一二〇〇円を集めている。現在会員数は六七名、原則として毎日来館可能な者を募っており、保護者がただ預けるだけというかわりは断っている。文化活動だけでなく、清掃奉仕にも参加を促し、心身の錬磨に力を注いでいるところが特色である。「寒川少年館」には武道場、和室、制作室等があり、各活動を存分に行うことのできる環境である。会員は地区主催の武道大会や吟詠大会に出場し入賞を果たすなど成果を発信している。寒川神社は、ほかにボーイスカウト、ガールスカウトの活動も主催し、青少年育成活動には実績がある。

次は鶴岡八幡宮（鎌倉市）が主催する「鶴の子会」の活動である。「鶴の子会」の趣旨は「八幡宮の境内で日本の伝統文化や年中行事にちなんだ活動を行い、祖先を敬う気持ちや自然に感謝する心を一人でも多くの子どもたちに伝えること」である。入会対象は小学一年生～六年生の児童で、現在の会員数は一六四名である。会報誌に吉田茂穂宮司は「境内で遊んでいる子供達の姿がないことに気づいた事」を会設立の発端と述べている。平成一五年から「親子会」として続けてきた火おこし、紙漉、「おはらいさん」（お守り）づくり、染色、藁細工、鎧体

験などが基になって、平成一八年から「鶴の子会」が発足し、年間計画をたてて活動をしている。事務運営は、鶴岡文庫の職員、ボランティアが中心となり、各行事の企画は神職、巫女が行っている。なお「鶴の子会」は前述の「伝統文化こども教室」の指定を受けている。

五月	開 会 式
六月	お田植え
七月	七夕祭り
八月	林間学校
十月	稲刈り
十一月	親子教室
三月	ひな祭り

現在の年間の活動は、上の表の通りである。特色として、年中行事の体験が主眼となっていること、八月に一週間の鶴岡林間学校が催されることが挙げられる。林間学校では体験学習が重視され、丹沢水源林の水生生物の観察、かるた取り、和歌・俳句・ことわざ、絵画教室や茶道体験、歌の奉納なども行っている。林間学校は小学生百二十人が参加、職員等が二〇名、ボランティア三〇名が運営を支えた。

今後これらの体験を積んだ卒業生が、ボランティアとして積極的に関わることをめざしている。

—まとめにかえて

二つの神社の取り組みはそれぞれに特色をもちながら、共通しているのは、神社の年中行事等、季節の流れに沿って活動が行われていることである。

「寒川少年館」は高度経済成長期に端を発し、「鍵っ子」という言葉が生まれた時代に学童保育的な側面をもって生まれていく。青少年育成は地域貢献活動でもあった。時代は変化した

が、年ごとに巡る一定の営みのなかで子どもたちを育てていくことの重要性は益々増していると言ってもよく、着実な歩みは評価されてしかるべきだろう。各活動の講師陣は地域のその道の達人で、長く少年館を支えている。卒業生は二〇周年のときに五〇〇名を超えていたと言うから、三〇周年を過ぎた現在はいかなりの数に上っているはずで、それぞれが地域を支える人材として活躍していると推測される。

一方「鶴の子会」の活動は、集うことの減った子どもたちに仲間同士で活動する場をもう一度提供する現代的な取り組みと言える。プログラムの開発も年中行事との関連を図りながらも、神職や巫女が独自に教材研究を行うという教育的なアプローチである。卒業生のボランティア参加は、新たなコミュニティの創出をめざしていると言ってもよいだろう。

宗教法人の推進する伝統・文化教育は、季節の営みのなかで大事にされる心を学び、人と人が礼をつくして接することを身に付けることをめざす教育である。

註

- (注1) 講師陣 渡邊容之助(シテ方)、藪俊彦(シテ方)、高橋右任(シテ方)、島村明宏(シテ方)、松田若子(シテ方)、苗加登久治(ワキ方)、片岡憲太郎(笛方)、住駒幸英(小鼓方)、飯島六之佐(大鼓方)、麦谷清一郎(太鼓方)、野村祐丞(狂言方)
- (注2) 講師陣 杵屋喜澄(全体指導 金沢素囃子保存会理事長) 杵屋六以満(長唄・三味線) 藤舎眞衣(笛) 望月太満史(小鼓) 望月太満恵(太鼓) 杵屋六以紀(大鼓)
- (注3) 北島三郎唄 星野哲郎作詞 島津伸男作曲「加賀の女」

三 研究のまとめ

本年度は、國學院大學がこれまで蓄積してきた伝統・文化に関する研究・教育の足跡を整理するとともに、改正教育基本法及び学校教育法、新学習指導要領が求める伝統・文化教育像の抽出、伝統・文化教育の現状把握を通して、今、そしてこれから求められる伝統・文化に関する教育の内容の洗い出しとその分類・整理に着手し、基盤的研究の第一歩を踏み出した。

具体的には、児童生徒への教育を通して継承・発展を図るべき伝統・文化とは何か、その中で國學院大學には既に何が蓄積されているのか、という二つの視点から人間開発学部における伝統・文化教育の指導内容を明らかにすることであり、この基盤的研究は今後も継続する必要がある。

加えて、本学部が完成年度を目的に解決しなければならない喫緊の課題を二点ほど指摘して、研究のまとめとしたい。

《研究課題Ⅰ》本学部の伝統・文化教育に関する科目群固有の教育内容と相互関連の一層の明確化を図り、伝統・文化教育関係科目のカリキュラムを完成させること。

具体的には、次の三つの科目（群）の教育内容と相互の関連を一層の明確にする必要がある。

①教養総合科目「神道と文化」(必修)

②初等教育・健康体育の両学科必修の「日本の伝統文化Ⅰ（伝統文化の心と歴史）」「日本の伝統文化Ⅱ（日本の近代化と生

活文化）」(二回開講の学部コア科目)、

③三年次選択必修の「伝統文化と生活論Ⅰ・Ⅱ」「伝統文化授業論」(初等教育学科基幹科目)、「伝統文化と生活論Ⅰ・Ⅱ」(健康体育学科展開科目)

《研究課題Ⅱ》伝統・文化教育における國學院人間開発学部の果たすべき役割を明確にし、それを実現する方法論を確立すること。

具体的には、次の2つの観点から、それぞれの役割と可能性を探り、実践を通して、それを実現する方法論を確立していく必要がある。

①教員養成・指導者育成の観点

伝統・文化教育の現場の教員・指導者に求められる資質とは何か。様々な対象・場に対応できる実践的で応用可能な知識とは何か。それを学生にいかに関与させるか。

②社会貢献・地域貢献の観点

《研究課題Ⅰ》に関する研究内容を、どのような方法で地域や全国に情報発信していくのか。

また、大学と地域の学校、社会教育との連携によるアクションとして、どんな方法が考えられるのか、それによって、どんな効果が期待できるのか。(安野 功)

(やすのいさお・國學院大學人間開発学部初等教育学科教授、なりたのぶこ・同学科教授、おおたなおゆき・國學院大學人間開発学部健康体育学科准教授、ふぢたひろまさ・同学科准教授)